

## 【表紙】

【提出書類】 公開買付報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月 8 日

【報告者の氏名又は名称】 ティー・ジー・シー株式会社

【報告者の住所又は所在地】 静岡県三島市本町 3 番29号705号室

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内 1 - 8 - 1 丸の内トラストタワーN館15階  
株式会社エスネットワークス

【電話番号】 ( 03 ) 6826 - 6000

【事務連絡者氏名】 公認会計士 橋本 卓也

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません

【代理人の住所又は所在地】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 ティー・ジー・シー株式会社  
( 静岡県三島市本町 3 番29号705号室 )  
  
株式会社名古屋証券取引所  
( 愛知県名古屋市中区栄三丁目 8 番20号 )

(注 1) 本書中の「公開買付者」とは、ティー・ジー・シー株式会社をいいます。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、天龍木材株式会社をいいます。

(注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 1 【公開買付けの内容】

### (1) 【対象者名】

天龍木材株式会社

### (2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(注) 対象者は上記普通株式以外に、本公開買付けに係る公開買付届出書提出日現在、第1種優先株式(以下「本優先株式」といいます。)を4,000,000株発行していますが、発行済の本優先株式の全てをスルガ銀行株式会社(以下「スルガ銀行」といいます。)が所有しております。本優先株式については、本公開買付けにおいて、株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことに同意する旨の書面を、公開買付者はスルガ銀行から受領しております。よって、本優先株式は、法第27条の2第5項及び令第8条第5項第3号に定める全部勧誘義務の対象外とすることのできる株券等を規定した府令第5条第3項第2号に該当することにより、本公開買付けにおいて買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を行っておりません。

### (3) 【公開買付期間】

平成25年8月23日(金曜日)から平成25年10月7日(月曜日)まで(30営業日)

## 2 【買付け等の結果】

### (1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,270,262株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(7,589,623株)が買付予定数の下限(6,270,262株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年10月8日に株式会社名古屋証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

## (3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	7,589,623 (株)	7,589,623 (株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ( )		
株券等預託証券 ( )		
合計	7,589,623	7,589,623
(潜在株券等の数の合計)		( )

## (4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	7,589
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年3月31日現在)(個)(g)	8,466
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%)	85.14

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年3月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成25年8月9日に提出した第142期第1四半期報告書(以下「第1四半期報告書」といいます。)に記載された平成25年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式も買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、第1四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の発行済の普通株式総数(9,111,190株)から、対象者が平成25年8月5日に公表した対象者の平成26年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成25年6月30日現在の対象者が所有する普通株式に係る自己株式数(196,509株)を控除した株式数(8,914,681株)に係る議決権数(8,914個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## (5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。